専門分野	基礎義肢装具学	十七
	義肢学	八
	装具学	十二
	福祉用具学	三
	臨床実習	十
合計		百

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

別表第二（第四条関係）

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	七
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四
	義肢装具領域における工学	八
専門分野	基礎義肢装具学	十七
	義肢学	八
	装具学	十二
	福祉用具学	三
	臨床実習	十
合計		七十九

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十九単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

専門分野	基礎義肢装具学	十九
	応用義肢装具学	二十
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	臨床実習	四
合計		九十三

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

（新設）

別表第二（第四条関係）

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	六
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	五
	義肢装具領域における工学	八
専門分野	基礎義肢装具学	十九
	応用義肢装具学	二十
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	臨床実習	四
合計		七十二

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十八単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

（新設）